

申立人 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会
被申立人 鎌倉市

要 望 書

神労委平成 27 年（不）第 9 号事件に関して、平成 27 年 10 月 28 日付けで申立人鎌倉市職員労働組合現業職員評議会から申立てがあった審査の実効確保の措置勧告申立てについて、同年 11 月 2 日、同月 24 日に実施した実情調査の結果及び当委員会による同年 8 月 31 日付け実効確保の措置勧告の趣旨を踏まえ、紛争の速やかな解決のため、担当三者委員は協議のうえ、下記のとおり強く要望する。

記

現在の申立人事務所が所在する建物が、近い将来取り壊されることが予定されているという事情を踏まえ、被申立人本庁舎敷地内には、日常の組合活動に必要な最小限度の広さのスペースを確保し、申立人事務所は被申立人本庁舎の近隣に置くことを基本として、労使による建設的な協議により、早急に問題の解決を図ること。

なお、上記平成 27 年 8 月 31 日付け措置勧告は、現在の申立人事務所の使用継続を勧告したものではなく、あくまで、被申立人本庁舎敷地内での申立人事務所の使用継続を前提として、申立人事務所の移転を含めて協議することをその趣旨とするものであることを付言する。

平成 27 年 12 月 7 日

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会
会長 加藤 洋二 殿

鎌倉市
市長 松尾 崇 殿

神奈川県労働委員会

審査委員 盛 誠吾

参与委員 水谷 正人

参与委員 音部 昌宏

